

令和6年4月1日から

新生児の聴覚検査費用 を助成します



聴覚検査を
受けましょう

生まれつき、耳の聞こえにくさのある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人とされています。赤ちゃんに聞こえにくさがないかを早期に発見し、適切な療育を受けることで、赤ちゃんのこぼやコミュニケーションの発達を促すことができます。志免町では、赤ちゃんの聴覚検査費用の助成を実施しますので、ぜひご受診ください。

対象者

志免町の住民基本台帳に記録されている生後90日以内の赤ちゃんで、次の要件をすべて満たす乳児

- 令和6年4月1日以降に生まれた乳児
- 新生児聴覚検査実施日に志免町内に住民票がある乳児
- 他の自治体で同様の助成を受けていない乳児

対象の検査

下記検査のうち、いずれか1回（初回検査）

自動ABR検査・ABR検査（聴性脳幹反応検査）およびOAE検査（耳音響放射検査）

※厚生労働省は生後3日目頃の検査を推奨しています。

助成金額

1人につき5,000円を上限とし、初回検査に要した額と上限額のいずれか低い額

助成方法

① 以下の委託医療機関で受診する場合

⇒「新生児聴覚検査券」を持参し、受診してください。

《委託医療機関》 筑紫クリニック・権丈産婦人科（志免町）山崎産婦人科小児科（宇美町）

ゆいレディースクリニック（粕屋町）青葉レディースクリニック・そらレディースクリニック（福岡市）

② 委託医療機関以外で検査を受ける場合（日本国内の医療機関に限る）

⇒一旦自己負担いただいた後、新生児聴覚検査実施日から1年以内に必要書類を提出し、償還払いの手続きを行ってください。

必要書類 ※1枚の申請書（1回の手続き）で新生児聴覚検査と産婦健診（2回分）の償還払いが可能です。

新生児聴覚検査と産婦健診2回が全て終了したタイミングでの申請をお願いします。

- ・志免町産婦健康診査・新生児聴覚検査助成金交付申請書兼請求書（窓口でも記入可）
- ・新生児聴覚検査の結果がわかるもの
- ・母子手帳
- ・新生児聴覚検査費用の領収書及び明細書（窓口には原本を提出してください）
- ・振込先口座が確認できるもの（預金通帳等）
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

【申請・問い合わせ先】

〒811-2244 志免町志免中央一丁目3番1号（保健センター内）

母子保健係（志免町役場 子育て支援課）

TEL：092-935-1473